



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○商標法施行規則の一部を改正する省令 (経済産業一〇〇)

〔告 示〕

○資源管理基本方針の一部を変更する告示 (農林水産二〇〇九)

〔官庁報告〕

公聴会

東北電力株式会社の特定小売供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催 (経済産業省)
中国電力株式会社の特定小売供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催 (同)
四国電力株式会社の特定小売供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催 (同)
沖縄電力株式会社の特定小売供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催 (同)
北陸電力株式会社の特定小売供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催 (同)

〔公 告〕

裁判所

諸事項
破産、免責、再生関係

特殊法人等

税理士登録者・証券無効・登録抹消、令和四年度公害防止管理者等国家試験合格者関係

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係

会社その他

会社決算公告

省

令

○経済産業省令第百号

商標法施行令(昭和三十五年政令第十九号)第二条の規定に基づき、商標法施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和四年十二月十五日

商標法施行規則の一部を改正する省令

商標法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第百三十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
別表(第六条関係)	別表(第六条関係)	別表(第六条関係)	別表(第六条関係)
第一類 一〇一 十二 工業用人工甘味料 試験紙(医療用のものを除く) 陶磁器用釉薬 十三 [略]	第一類 一〇一 十二 試験紙(医療用のものを除く) 人工甘味料 陶磁器用釉薬 十三 [略]	第二類 [略]	第二類 [略]
第六類 一〇七 [略] 十八 紙タオル取り出し用金属製箱 金属製家庭用水槽 金属製工具箱 金属製植物の茎支持具 金属製手持ち式旗ざお 金属製のきやたつ及びはしご 金属製のネームプレート及び標札 金属製のタオル用ディスプレイ 金属製帽子掛けかぎ 金属製郵便受け 十九 〇二二 [略] 二十三 金属製靴合わせくぎ 金属製靴くぎ 金属製靴びよう 二十四・二十五 [略]	第六類 一〇七 [略] 十八 金属製家庭用水槽 金属製工具箱 金属製植物の茎支持具 金属製手持ち式旗ざお 金属製のきやたつ及びはしご 金属製のネームプレート及び標札 金属製のタオル用ディスプレイ 金属製帽子掛けかぎ 金属製郵便受け 十九 〇二二 [略] 二十三 金属製靴合わせくぎ 金属製靴くぎ 金属製靴びよう 金属製靴保護金具 二十四・二十五 [略]	第二類 [略]	第二類 [略]
第六類 一〇七 [略] 十八 紙タオル取り出し用金属製箱 金属製家庭用水槽 金属製工具箱 金属製植物の茎支持具 金属製手持ち式旗ざお 金属製のきやたつ及びはしご 金属製のネームプレート及び標札 金属製のタオル用ディスプレイ 金属製帽子掛けかぎ 金属製郵便受け 十九 〇二二 [略] 二十三 金属製靴合わせくぎ 金属製靴くぎ 金属製靴びよう 二十四・二十五 [略]	第六類 一〇七 [略] 十八 金属製家庭用水槽 金属製工具箱 金属製植物の茎支持具 金属製手持ち式旗ざお 金属製のきやたつ及びはしご 金属製のネームプレート及び標札 金属製のタオル用ディスプレイ 金属製帽子掛けかぎ 金属製郵便受け 十九 〇二二 [略] 二十三 金属製靴合わせくぎ 金属製靴くぎ 金属製靴びよう 金属製靴保護金具 二十四・二十五 [略]	第二類 [略]	第二類 [略]

<p>第九類</p> <p>一〇五十五 [略] 〔削る〕 十六 [略] 十七 家庭用テレビゲーム機用プログラム 業務用テレビゲーム機用プログラム 携帯用液晶画面ゲーム機用のプログラムを記憶させた電子回路及びCD-ROM スロットマシン用プログラム ばちんこ器具用プログラム</p>	<p>第八類</p> <p>一・二 [略] 三 くわ 人力織機 鋤 レーキ、組ひも機及び靴製造用靴型（手持ち工具に当たるものに限る。） 四〇八 [略]</p>	<p>第七類</p> <p>一〇五 [略] 六 繊維機械器具 （一）（三） [略] （四） 織機 自動織機 特殊織機 普通力織機 （五）（七） [略] 七〇十五 [略] 十六 動力機械器具（陸上の乗物用のものを除く。）及び動力機械器具の部品 （一） ボイラー 給水加熱器 空気余熱器 ストーカー 船用ボイラー 灰捨て機械器具 陸用ボイラー （二）（六） [略] 七〇五二十八 [略] 七〇五二十九 ミシン針 メリヤス機械用編針</p>
--	---	---

<p>第九類</p> <p>一〇五十五 [略] 十六 オゾン発生器 十七 [略] 十八 家庭用テレビゲーム機用プログラム 業務用テレビゲーム機用プログラム 携帯用液晶画面ゲーム機用のプログラムを記憶させた電子回路及びCD-ROM</p>	<p>第八類</p> <p>一・二 [略] 三 くわ 鋤 レーキ、組ひも機及び靴製造用靴型（手持ち工具に当たるものに限る。） 四〇八 [略]</p>	<p>第七類</p> <p>一〇五 [略] 六 繊維機械器具 （一）（三） [略] （四） 織機 自動織機 人力織機 特殊織機 普通力織機 （五）（七） [略] 七〇十五 [略] 十六 動力機械器具（陸上の乗物用のものを除く。）及び動力機械器具の部品 （一） ボイラー 給水加熱器 空気余熱器 蒸気過熱器 蒸気過熱減器 ストーカー 船用ボイラー 灰捨て機械器具 陸用ボイラー （二）（六） [略] 七〇五二十八 [略] 〔新設〕</p>
--	--	--

<p>第十四類・第十五類</p> <p>〔略〕</p>	<p>第十三類</p> <p>一〇五七 [略] 八 水中銃 [略]</p>	<p>第十一類・第十二類</p> <p>〔略〕</p>	<p>第十類</p> <p>一〇五四 [略] 五 医療用手袋 家庭用超音波美顔器 家庭用電気マツサージ器 業務用超音波美顔器 しびん 水泳用耳栓 睡眠用耳栓 病人用差し込み便器 防音用耳栓 耳かき 〔略〕 三十一 事故防護用手袋 三十二 水上スポーツ用特殊衣服 サーフィン用ウエットスーツ 水上スキー用ウエットスーツ 〔略〕 二十九 潜水用耳栓 三十 [略] 三十一 [略] 事故防護用絶縁手袋 三十二 水上スポーツ用特殊衣服 サーフィン用ウエットスーツ 水上スキー用ウエットスーツ</p>
-----------------------------	---	-----------------------------	---

<p>第十四類・第十五類</p> <p>〔略〕</p>	<p>第十三類</p> <p>一〇五七 [略] 〔新設〕</p>	<p>第十一類・第十二類</p> <p>〔略〕</p>	<p>第十類</p> <p>一〇五四 [略] 五 医療用手袋 家庭用超音波美顔器 家庭用電気マツサージ器 しびん 睡眠用耳栓 病人用差し込み便器 防音用耳栓 耳かき 〔略〕 三十一 [略] 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 三十 水泳用耳栓 潜水用耳栓 三十一 [略] 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 二十九 潜水用耳栓 三十 [略] 三十一 [略] 事故防護用絶縁手袋 三十二 水上スポーツ用特殊衣服 サーフィン用ウエットスーツ 水上スキー用ウエットスーツ</p>
-----------------------------	--------------------------------------	-----------------------------	--

<p>第十九類 一〇六 [略] 七 ゴム製の建築用又は構築用の専用材料 しつくい 石灰製の建築用又は構築用の専用材料 石こう製の建築用又は構築用の専用材料</p>	<p>第十八類 一〇四 [略] 五 蹄鉄 六〇十 [略]</p>	<p>第十七類 一〇九 [略] 十 オイルフェンス ガスケット 管継ぎ手 (金属製のものを除く) 農業用プラスチックシート パッキング 防音材 (建築用のものを除く) 十一 [略]</p>	<p>第十六類 一〇七 [略] 八 文房具類 (一) 紙製文房具 アルバム カード カーボンペーパー けい紙 しきし スクラップブック スケッチブック スコアード スコアードブック 帳簿 手帳 伝票 謄写原紙 トレーシングクロス トレーシングペーパー ノートブック 便せん 封筒 方眼紙 名刺用紙 用せん ルーズリーフ用紙 (二) (四) [略] 九・十 [略] 十一 いろがみ 写し絵 折り紙 切り抜き 千代紙 ぬり絵</p>
---	--	--	--

<p>第十九類 一〇六 [略] 七 ゴム製の建築用又は構築用の専用材料 しつくい 石灰製の建築用又は構築用の専用材料 石こう製の建築用又は構築用の専用材料 繊維製の落石防止網</p>	<p>第十八類 一〇四 [略] 五 がま口金 蹄鉄 六〇十 [略]</p>	<p>第十七類 一〇九 [略] 十 オイルフェンス ガスケット 管継ぎ手 (金属製のものを除く) 絶縁手袋 農業用プラスチックシート パッキング 防音材 (建築用のものを除く) 十一 [略]</p>	<p>第十六類 一〇七 [略] 八 文房具類 (一) 紙製文房具 アルバム カード カーボンペーパー けい紙 スクラップブック スケッチブック スコアード スコアードブック 帳簿 手帳 伝票 謄写原紙 トレーシングクロス トレーシングペーパー ノートブック 便せん 封筒 方眼紙 名刺用紙 用せん ルーズリーフ用紙 (二) (四) [略] 九・十 [略] 十一 色紙 写し絵 折り紙 切り抜き 千代紙 ぬり絵</p>
---	---	---	--

<p>第二十類 一〇八 [略] 九 アドバルーン 犬小屋 うちわ 屋内用ブラインド 買物かご 懐中鏡 鏡袋 額縁 家庭用水槽 (金属製又は石製のものを除く) 紙タオル取り出し用箱 (金属製のものを除く) きゃたつ及びはしご (金属製のものを除く) 工具箱 (金属製のものを除く) 小鳥用巣箱 ししゅう用杵 植物の茎支持具 (金属製のものを除く) 食品見本模型 すだれ 扇子 装飾用ビーズカーテン タオル用デイスペンサー (金属製のものを除く) つい立て 手持ち式旗ざお (金属製のものを除く) ネームプレート及び標札 (金属製のものを除く) ハンガーボード 美容院用椅子 びょうぶ 日よけ 風鈴 ベンチ ペット用ベッド 帽子掛けかぎ (金属製のものを除く) マネキン人形 木製又はプラスチック製の立て看板 郵便受け (金属製又は石製のものを除く) 揺りかご 幼児用歩行器 洋服飾り型類 浴室用腰掛け 理髪用椅子</p>	<p>八〇二十三 [略] 二四 石製・コンクリート製又は大理石製の記念カット プ 石製・コンクリート製又は大理石製の記念たて</p>
---	--

<p>第二十類 一〇八 [略] 九 アドバルーン 犬小屋 うちわ 屋内用ブラインド 買物かご 懐中鏡 鏡袋 額縁 家庭用水槽 (金属製又は石製のものを除く) きゃたつ及びはしご (金属製のものを除く) 工具箱 (金属製のものを除く) 小鳥用巣箱 ししゅう用杵 植物の茎支持具 (金属製のものを除く) 食品見本模型 すだれ 扇子 装飾用ビーズカーテン タオル用デイスペンサー (金属製のものを除く) つい立て 手持ち式旗ざお (金属製のものを除く) ネームプレート及び標札 (金属製のものを除く) ハンガーボード 美容院用椅子 びょうぶ 日よけ 風鈴 ベンチ ペット用ベッド 帽子掛けかぎ (金属製のものを除く) マネキン人形 木製又はプラスチック製の立て看板 郵便受け (金属製又は石製のものを除く) 揺りかご 幼児用歩行器 洋服飾り型類 浴室用腰掛け 理髪用椅子</p>	<p>八〇二十三 [略] 〔新設〕</p>
--	---------------------------

<p>第二十 七類</p> <p>〔略〕</p>	<p>第二十 八類</p> <p>一〇八 〔略〕</p> <p>九 運動用具</p> <p>(一)～(ハ) 〔略〕</p> <p>(ウ) サーフィン用、水上スキー用又はスキューバダイビング用運動用具</p> <p>足ひれ ウインドサーフィン用のボード サーフボード サーフボード用バッグ 水上スキー</p> <p>十～十二 〔略〕</p>	<p>第二十 九類</p> <p>一〇五 〔略〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>十六 菓子(肉、魚、果物、野菜、豆類又はナッツを主原料とするものに限る。)</p> <p>〔略〕</p>	<p>第三十 類</p> <p>一〇三 〔略〕</p> <p>四 調味料</p> <p>(一)～(ニ) 〔略〕</p> <p>(三) 角砂糖 果糖 氷砂糖 砂糖 麦芽糖 はちみつ ぶどう糖 粉末あめ</p> <p>水あめ 料理用人工甘味料</p> <p>(四)～(五) 〔略〕</p> <p>五～十一 〔略〕</p> <p>十二 菓子(肉、魚、果物、野菜、豆類又はナッツを主原料とするものを除く。)</p> <p>(一)～(ニ) 〔略〕</p>
------------------------------	---	--	--

<p>第二十 七類</p> <p>〔略〕</p>	<p>第二十 八類</p> <p>一〇八 〔略〕</p> <p>九 運動用具</p> <p>(一)～(ハ) 〔略〕</p> <p>(ウ) サーフィン用、水上スキー用又はスキューバダイビング用運動用具</p> <p>足ひれ ウインドサーフィン用のボード サーフボード サーフボード用バッグ 水上スキー</p> <p>水中銃</p> <p>十～十二 〔略〕</p>	<p>第二十 九類</p> <p>一〇五 〔略〕</p> <p>十六 食用たんぱく</p> <p>十七 菓子(果物、野菜、豆類又はナッツを主原料とするものに限る。)</p> <p>〔略〕</p>	<p>第三十 類</p> <p>一〇三 〔略〕</p> <p>四 調味料</p> <p>(一)～(ニ) 〔略〕</p> <p>(三) 角砂糖 果糖 氷砂糖 砂糖 麦芽糖 はちみつ ぶどう糖 粉末あめ</p> <p>水あめ</p> <p>(四)～(五) 〔略〕</p> <p>五～十一 〔略〕</p> <p>十二 菓子(果物、野菜、豆類又はナッツを主原料とするものを除く。)</p> <p>(一)～(ニ) 〔略〕</p>
------------------------------	--	---	---

<p>第三十 一類</p> <p>一〇十四 〔略〕</p> <p>〔削る〕</p>	<p>第三十 二類</p> <p>〔略〕</p>	<p>第四十 二類</p> <p>一〇七 〔略〕</p> <p>八 望遠鏡の貸与</p>	<p>第四十 三類・ 第四十 四類</p> <p>〔略〕</p>	<p>第四十 五類</p> <p>一〇四 〔略〕</p> <p>五 雑踏警備 施設の警備 身辺の警備</p> <p>六～十四 〔略〕</p>
<p>第三十 一類</p> <p>一〇十四 〔略〕</p> <p>十五 飼料用たんぱく</p>	<p>第三十 二類</p> <p>〔略〕</p>	<p>第四十 二類</p> <p>一〇七 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>	<p>第四十 三類・ 第四十 四類</p> <p>〔略〕</p>	<p>第四十 五類</p> <p>一〇四 〔略〕</p> <p>五 施設の警備 身辺の警備</p> <p>六～十四 〔略〕</p>

備考 表中の「」は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和五年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前にした商標登録出願及び防護標章登録出願に係る商品及び役務の区分については、なお従前の例による。